

第25回 川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年2月25日(火)午後3時30分から

2. 開催場所 川西町役場 中会議室

3. 出席委員(8名)

会長 10番 新野 勝廣

会長職務代理者 9番 高橋 孝博

委員 1番 竹田 浩徳 2番 阿部 つや子 3番 遠藤 愛 4番 平田 壽和

6番 勝見 和彦 7番 竹田 総一 8番 市川 博幸

欠席委員 5番 後藤 満良

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第64号 農地利用権設定等調整会議及び農用地あつせん調整会議審議結果報告について

第 5 報告第65号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 6 議第104号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(所有権の移転)

第 7 議第105号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(賃貸借権の設定)

第 8 議第106号 農地利用集積計画に対する決定について

第 9 議第107号 農地利用集積計画に対する決定について(中間管理事業)

第 10 議第108号 地域計画(案)に対する意見について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤賢一、農地主査 竹田智弘、主任 梅津智史、主事 高橋秀仁

6. 会議の概要

(会長新野勝廣は、川西町農業委員会会議規則第7条の規定により議長となる。)

議長 新野勝廣

ただ今より、第23回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、9名であります。欠席の届出があった委員は議席5番、後藤満良委員です。川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程により進めます。

直ちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定に

より、本職から指名いたします。

議席2番、阿部つや子委員、議席3番、遠藤愛委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については、事務局職員より竹田農地主査並びに梅津主任を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りします。会期を本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

日程第4、報告第62号、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について、を上程いたします。事務局の報告を求めます。

主事 高橋 秀仁

1 ページをお開きください。報告第64号、令和7年1月27日、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について、まず所有権の移転ですが、1月申出件数4件、田 22,062 m²、畑 0 m²、そのうち個人への調整決定件数が4件、田 22,062 m²。所有権移転合計が4件、田 22,062 m²となっております。利用権の設定と利用権の移転はありませんでした。これらは川西町農地移動適正化あっせん基準に基づき審議された内容です。尚、詳細については後ほどの「農用地利用集積計画に対する決定について」の折に説明いたします。以上です。

議長 新野 勝廣

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

日程第5、報告第65号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を上程いたします。事務局の報告を求めます。

主事 高橋 秀仁

3ページをお開きください。報告第65号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について農地法施行規則第68条の規定により賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので報告する。令和7年2月25日報告、川西町農業委員会会長名。申請件数は52件です。申請人、場所の順で読み上げます。付記をご覧ください。

(以下、議案書を読み上げる)

以上です。

議長 新野 勝廣

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

日程第6、議第104号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

15ページをお開きください。議第104号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。令和7年2月25日提出、川西町農業委員会会長名。番号、申請人、土地、付記の順で読み上げます。

1番、●●、●●、大字東大塚字台二468-1、畑 102 m²、計畑 4 筆 1,072 m²、離農、空き家付随農地の取得。

2番、●●、●●、大字下小松字門前3095、畑 889 m²、離農、経営規模拡大。

以上です。

議長 新野 勝廣

次にただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、議席4番平田委員より報告願います。

委員 平田 壽和

番号1番について、2月24日に推進員菅井委員が現地調査しました。今回の申請は空き家が付随する農地の取得であり、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から総額●●円は妥当だと判断します。

議長 新野 勝廣

次に番号2番の件について、議席6番勝見委員より報告願います。

委員 勝見 和彦

番号2番について、2月22日に推進員江口委員が現地調査しました。今回の申請は離農、経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況からみて10a対価●●円は妥当だと判断します。

議長 新野 勝廣

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次にご質問等について求めます。ご質問等ある方いらっしゃいますか。

(質問なし)

いらっしゃらないようですので、お諮りします。本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第7、議第105号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、

を上程いたします。はじめに、議事の進め方についてお諮りします。本案件の中で番号7番は議席1番竹田浩徳委員に関する案件であり、議事参与制限に該当いたします。よって、本人に関する案件の審議中は室外に退席を求めることについてご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。議席1番竹田浩徳委員は当該案件の審議中は室外に退席といたします。はじめに番号7番について審議を行うので、議席1番竹田浩徳委員は室外に退席願います。

(竹田委員退席)

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

まず16ページの上を読み上げます。議第105号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請あったので委員会の可否を求める。令和7年2月25日提出、川西町農業委員会会長名。17ページをお開きください。申請人、土地、付記の順で読み上げます。

7番●●、竹田浩徳、大字大舟字下在家2865、田 867 m²、計田 2 筆 6,490 m²、貸し直し、経営規模拡大。以上です。

議長 新野 勝廣

次にただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号7番の件について、議席9番高橋委員より報告願います。

委員 高橋 孝博

番号7番です。令和7年2月18日に推進委員後藤委員が現地調査を行ってまいりました。今回の申請は、貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a 借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 新野 勝廣

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次にご質問等について求めます。ご質問等ある方いらっしゃいますか。

(質問なし)

いらっしゃらないようですので、お諮りします。番号7番の件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を許可することに決定いたします。

竹田委員の復席を求めます。

(竹田委員復席)

次に番号7番を除く件について審議を行います。事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

16ページをお開きください。改めて読み上げます。議第105号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請あったので委員会の可否を求める。令和7年2月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請人、土地、付記の順で読み上げます。

1番●●、●●、大字上小松鍛冶田923、田 1,289 m²、貸し直し、借り直し。

2番●●、●●、大字西大塚字開田4471-1、田 1,481 m²、計田 3 筆 4,240 m²、離農、経営規模拡大。

3番●●、●●、大字大塚字千本松-907-10、田 2,804 m²、貸し直し、借り直し。

4番●●、●●、大字小松字沢無1667、田 2,097 m²、計田 4 筆 8,146 m²、貸し直し、借り直し。

5番●●、●●、大字時田字他屋928-1、田 185 m²、計田 2 筆 2,962 m²、経営規模縮小、経営規模拡大。

6番●●、農事組合法人夢里代表 登坂賢治、大字大舟字ニッ森1926-4、田 3,450 m²、計田 5 筆 9,713 m²、貸し直し、借り直し。

8番●●、●●、大字洲島字土田6467、田 806 m²、貸し直し、経営規模拡大。

9番●●、●●、大字洲島字坂町6138-1、田 2,103 m²、計田 8 筆 10,145.08 m²、貸し直し、借り直し。

10番●●、●●、大字吉田字木戸橋4642、田 1,918 m²、貸し直し、経営規模拡大。

11番●●、●●、大字吉田字木戸橋4643、田 12,238 m²、離農、経営規模拡大。

12番●●、●●、大字吉田字木戸橋4644、田 9,425 m²、計田 3 筆 17,908 m²、貸し直し、経営規模拡大。

13番●●、●●、大字吉田字木戸橋4645、田 2,803 m²、計田 3 筆 18,589 m²、離農、経営規模拡大。

14番●●、●●、大字吉田字大野5553、田 1,290 m²、離農、経営規模拡大。

15番●●、●●、大字吉田字宮ノ前5674-4、田 2,024 m²、計田 3 筆 5,727 m²、貸し直し、借り直し。

16番●●、●●、大字吉田字開儀5622、田 5,011 m²、計田 3 筆 8,263 m²、貸し直し、借り直し。

17番●●、●●、大字吉田字長手在家1768-3、田 347 m²、計田 16 筆 29,840 m²、貸し直し、借り直し。

18番●●、●●、大字尾長島字東屋敷871-2、田 775 m²、貸し直し、借り直し。

以上です。

議長 新野 勝廣

次にただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、議席9番高橋委員より報告願います。

委員 高橋 孝博

番号1番です。令和7年2月17日に推進委員嶋貫委員が現地調査しました。今回の申請は貸し直し、借り直しです。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a 借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 新野 勝廣

次に番号2番および3番の件について、議席4番平田委員より報告願います。

委員 平田 壽和

番号2番について令和7年2月16日に推進委員堀越委員が現地調査しました。今回の申請は離農、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a 借賃、地番4471-1は●●円、その他が●●円は妥当だと判断します。

番号3番について令和7年2月24日に推進委員菅井委員が現地調査しました。今回の申請は貸し直し、借り直しです。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a 借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 新野 勝廣

次に番号4番の件について、議席6番勝見委員より報告願います。

委員 勝見 和彦

番号4番につて令和7年2月22日に推進委員江口委員が現地調査しました。今回の申請は貸し直し、借り直しです。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a 借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 新野 勝廣

次に番号5番の件について、議席7番竹田委員より報告願います。

委員 竹田 総一

番号5番について令和7年2月15日に推進委員遠藤委員が現地調査しました。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a 借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 新野 勝廣

次に番号6番の件について、議席1番竹田委員より報告願います。

委員 竹田 浩徳

番号6番について令和7年2月18日に推進委員後藤委員が現地調査しました。今回の申請は貸し直し、借り直しです。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a 借賃●●円は妥当だと判断します。以上です。

議長 新野 勝廣

次に番号8番から18番の件について、本職より報告いたします。

番号8番、9番について、令和7年2月20日に推進委員小沼委員が現地調査しました。それぞれの賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況からみて番号8番は10a 借賃●●円、番号9番は10a 借賃●●円は妥当だと判断します。

番号10番から17番について、令和7年2月18日、19日に推進委員高梨委員が現地調査しました。それぞれの賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況からみて全ての案件について10a 借賃●●円は妥当だと判断します。

番号18番について、令和7年2月22日に推進委員小形委員が現地調査しました。今回の申請は貸し直し、借り直しです。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況からみて10a 借賃●●円は妥当だと判断します。

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次にご質問等について求めます。ご質問等ある方いらっしゃいますか。

(質問なし)

いらっしゃらないようですので、お諮りします。番号7番を除く案件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第8、議第106号、農用地利用集積計画に対する決定について、を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 高橋 秀仁

21ページをお開きください。議第106号、農用地利用集積計画に対する決定について、旧農業経営基盤強化促進法第18条1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定をもとめる。令和7年2月25日提出、川西町農業委員会会長名。

次のページをお開きください。所有権移転各筆明細、申請件数は4件です。番号、所有権を移転する者、所有権を移転する土地、所有権の移転を受ける者、10a 対価、備考の順で読み上げます。

(以下、議案書を読み上げる)

次のページをお開きください。特例事業です。申請件数は1件です。同様に読み上げます。

(以下、議案書を読み上げる)

以上の計画内容は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

議長 新野 勝廣

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

ないようですので、お諮りします。本件について、計画内容を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって本案件について計画内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

日程第9、議第107号、農用地利用集積計画に対する決定について(農地中間管理事業)、を上程いたします。はじめに議事の進め方についてお諮りします。本案件の中で番号9447番は議席3番遠藤愛委員に関する案件であり議事参与制限に該当いたします。よって、本人に関する案件の審議中は室外に退席を求めることについてご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。議席3番遠藤委員は当該案件の審議中は室外に退席といたします。

はじめに番号9447番について審議を行うので、議席3番遠藤委員は室外に退席願います。

(遠藤委員退席)

事務局の説明を求めます。

主任 梅津 智史

議第107号、農用地利用集積計画に対する決定について(農地中間管理事業)、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定をもとめる。令和7年2月25日提出、川西町農業委員会会長名。

60ページをご覧ください。番号、利用権を設定する者、利用権を設定する土地、利用権の設定を受ける者、10a当たりの借賃の順で読み上げます。

9447番、公益財団法人やまがた農業支援センター、大字尾長島字上島4168-1、田 5,050 m²、計田 39 筆 86,305 m²、株式会社遠藤農産、借賃については上川原49番地以下●●円、それ以外は●●円、土地の所有者についてはそれぞれ記載のとおりです。中間管理事業ですので契約期間は10年となります。以上です。

議長 新野 勝廣

次にご質問等について求めます。ご質問のある方いらっしゃいますか。

(質問なし)

いらっしゃらないようですので、お諮りします。本件について、計画内容を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって本案件について計画内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

遠藤委員の復席を求めます。

(遠藤委員復席)

次に番号9447番を除く件について審議を行います。事務局の説明を求めます。

主任 梅津 智史

24ページをご覧ください。議題107号、農用地利用集積計画に対する決定について(農地中間管理事業)、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定をもとめる。令和7年2月25日提出、川西町農業委員会会長名。

25ページをご覧ください。まずは出し手側の案件です。今回は多数ございますので出し手側の説明は省略し、受け手側のみ説明させていただければと思いますので、52ページをご覧ください。以降が受け手側です。借賃と土地の所有者は記載のとおりですのでご了承ください。契約期間は基本的に10年です。最初の9419番の案件のみ、耕作者の契約の終期を合わせたいとの希望により、9年となっております。また事業がスタートして10年以上が経ち、新規の契約と更新の契約がございます。新規の契約の始期は令和7年3月1日、更新の契約の始期は令和7年4月1日となり、受け手が同じ場合でも番号は分かれますので、ご了承ください。利用権を設定する者はすべて公益財団法人やまがた農業支援センターですので省略します。番号、利用権を設定する土地、利用権の設定を受ける者のみ読み上げます。

(以下、議案書を読み上げる)

以上です。

議長 新野 勝廣

休憩に入ります。

休憩前に戻ります。

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

ないようですので、お諮りします。本件について、計画内容を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件について計画内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

日程第10、議第108号、地域計画(案)に対する意見について、を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

78ページをお開きください。議第108号、地域計画(案)に対する意見について、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に基づき定められた地域計画について、同条第6項の規定により川西町長から協議依頼があったので意見を求める。令和7年2月25日提出、川西町農業委員会会長名。

具体的な地域計画については、お配りしております別冊の地域計画(案)という資料で説明させていただきます。資料No.1を開いていただきまして、最初に小松地区が出てきますが、1ページから5ページまでが1つの地域の地域計画(案)となります。代表で小松地区を説明させていただくと、策定年月日は令和7年3月31日、目標年度が10年後の令和16年度でございます。地域名には各地域名と、括弧書きで該当する農業集落名が記載されています。その下の(1)ですが、地域計画の区域の状況という事で小松地域の面積等が記載されています。こちらには令和5年に実施した意向調査の結果も反映させていただいております。(2)以下は地域農業の現状及び課題ですとか、(3)地域における農業の将来の在り方については、人・農地プランから継続の課題や考え方について継承させていただいております。次のページには目標を達成するためにとるべき必要な措置について記載しております。ご覧いただければと思います。4ページに移りますと、小松の地域において農業を担う者の一覧を列記させていただいております。こちらについては人・農地プランの中心経営体と認定農業者、認定新規就農者を中心に記載しております。5ページには目標地図、ここまでが計画のワンセットになります。以降、犬川、大塚菊田と順に続いていきますが、今の観点を中心に見ていただければと思います。各計画の目標の集積率ですが一律で80%を10年後の目標とさせていただいております。中には80%を超える地域もございますが、その地域についてはそれ以上の目標集積率という事で記載しておりますのでご確認いただければと思います。今回の意見聴取は農業委員会の他にも行っておりまして、そちらで意見なしとなれば、公告縦覧させていただいた後に3月31日の決定公告と事務が進行しますので、よろしくお願いいたします。

議長 新野 勝廣

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

ないようですので、お諮りします。本件について計画内容等について承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件について計画内容のとおり承認し、川西町長に報告することといたします。

これをもちまして、第25回、川西町農業委員会総会を閉会します。

この会議録は書記の記載したものであるが、正確を証するためここに署名する。

令和7年2月25日

川西町農業委員会議長	会 長	<u>新 野 晴 彦</u>
議事録署名委員	2番	<u>阿 部 っ や 子</u>
議事録署名委員	3番	<u>遠 藤 葵</u>

